

亀岡市新型コロナウイルス特別雇用支援補助金 Q&A

No.	質問	回答
1	<p>申請書の添付書類である「対象労働者が令和2年1月1日以降に失業状態になったことの確認ができる書類の写し」とは何か。</p>	<p>申請対象者がコロナを理由に離職された方の場合は、離職票や退職証明書など前職を退職したことが分かる書類を提出してください。</p> <p>学校を卒業後に就業経験のない方の場合は、卒業証明書等、卒業された事実の分かる書類を提出してください。</p>
2	<p>「雇用開始」の日とはいつか。</p>	<p>申請日の基準となる雇用開始日は、雇用契約の開始日（勤務開始の日）です。</p>
3	<p>対象労働者の要件である「令和2年1月1日以降、学校等に在籍しなくなり、その後就職していない人」の範囲は。</p> <p>令和3年3月に卒業し、令和3年4月に就職した人は対象か。</p>	<p>本補助金の交付は、学校等を卒業する時点で内定が決まっておらず、卒業以降も就職活動を行い就業した方が対象です。</p> <p>在学中に就業先が内定し、卒業後に就業した場合は対象外です。</p>
4	<p>雇用に関する国・府等の補助金との併用は可能か。</p>	<p>同一の申請対象者の雇用に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている場合は交付の対象となりません。</p>